

第8 消防法令関係に規定する区画等の取扱い

1 規則第12条の2の区画

規則第12条の2に規定する区画（以下「12条の2区画」という。）については、次によること。

- (1) 第12条の2区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 第12条の2区画をダクトが貫通する部分（換気口等を含む。以下同じ。）には、防火設備（煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーに限る。）を設けること。
なお、当該貫通部（直径0.15m未満のもの及び直径0.15m以上で防火設備が設けられたものに限る。）が直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分から概ね5m未満の部分等をいう。以下同じ。）に面する場合は、開口部として取り扱わないこと。
- (3) 第12条の2区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次によること。
 - ① 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものとする。
 - ② 配管等の呼び径は、200mm以下とすること。
 - ③ 配管等を貫通させるための開口部は、断面積が直径300mmの円の面積以下とすること。
 - ④ 配管等及び貫通部は、次によること。
 - ア 配管は、建基令第129条の2の4第1項第7号イ又はロ若しくはハに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で充てんすること。
 - イ 建基令第129条の2の4第1項第7号ハに定める耐火時間は規則第12条の2第1項第1号の場合は45分間、同条第1項第2号の場合は1時間とすること。
 - ⑤ 配管等には、表面に可燃物が接触しない措置を講じること。ただし、可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合を除く。
- (4) エレベーターの扉は、防火設備（規則第12条の2第1項第2号にあつては、特定防火設備）で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣認定（遮煙性能）を受けた扉に限り、規則第12条の2第1項第1号ニ及び第2号ニに規定する閉鎖機構に該当するものであること。

2 規則第13条の区画

規則第13条第1項及び第2項に規定する区画（以下「13条区画」という。）については、次によること。

- (1) 13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 13条区画をダクトが貫通する部分には、防火設備（煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーに限る。）を設けること。
なお、当該貫通部（直径0.15m未満のもの及び直径0.15m以上で防火設備が設けられたものに限る。）が直接外気に開放されている部分に面する場合は、開口部として取り扱わないこと。

第8 消防法令関係に規定する区画等の取扱い

- (3) 13条区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前1.(3).①から⑤によること。
なお、④.イの耐火時間は規則第13条第1項の場合は45分間又は1時間、第2項の場合は1時間とすること。
- (4) エレベーターの扉は、防火設備(3階以上の階又は規則第13条第2項にあっては、特定防火設備)で、かつ、建基令第112条第19項第2号に基づく国土交通大臣認定(遮煙性能)を受けた扉に限り、規則第13条第1項第1号ニ及び第2項第1号ハに規定する閉鎖機構に該当するものであること。ただし、当該扉が直接外気に開放されている部分に面する場合は、遮煙性能のない防火設備として差し支えないものとする。
- (5) 13条区画を形成する屋内廊下に面して設けられた屋外階段の出入口の扉は、特定防火設備である防火戸とすること。
- (6) 規則第13条第1項の区画は、福祉施設等内の居室ごとに設けるのではなく、共同住宅等というところの住戸の単位で区画することで足りること。

3 規則第28条の2及び複合型居住施設用自動火災報知設備に係る区画

規則第28条の2第1項第4号及び複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第3項に規定する区画については、前2.(1)から(4)及び(6)によること。

4 規則第30条の2の区画

- (1) 規則第30条の2に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものであること。
- (2) 区画をダクトが貫通する場合は、貫通する部分に防火設備(煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖する防火ダンパーに限る。)を設けること。ただし、当該貫通部(直径0.15m未満のものに限る。)が直接外気に開放されている部分に面する場合は、この限りではない。
- (3) 区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前1.(3).①から⑤によること。
なお、④.イの耐火時間は1時間とすること。

5 条例第34条の4の区画

- (1) 条例第34条の4第1項第2号に規定する防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものであること。
- (2) 区画をダクトが貫通する場合は、貫通する部分に防火設備(煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖する防火ダンパーに限る。)を設けること。ただし、当該貫通部(直径0.15m未満のものに限る。)が直接外気に開放されている部分に面する場合は、この限りではない。
- (3) 区画を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、前1.(3).①から⑤によること。
なお、④.イの耐火時間は1時間とすること。

6 不燃区画

- (1) 不燃材料の壁、床、天井（天井がない場合は屋根）で区画すること。
- (2) 区画する壁等の開口部は防火設備とし、出入口については、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖する防火設備であること。